

熊本市・植木町 新市基本計画 (植木地域)



未来へ発展する新市の北の拠点

平成21年6月

熊本市・植木町合併協議会



熊本市・植木町 新市基本計画

目次

第1章 序論

1. 両市町を取り巻く現状と合併の必要性 1
2. 計画の策定方針 4

第2章 新市の概要

1. 熊本市・植木町の概況 5
2. 歴史 6
3. 位置・地勢 7

第3章 主要指標の見通し

1. 人口 8
2. 一世帯当たりの人員・世帯数 8

第4章 新市の特性と新しいまちづくり

1. 新市の特性 9
2. まちづくりの方向 10

第5章 まちづくりの基本方針

1. まちづくりの基本理念 12
2. めざすまちの姿 12
3. まちづくりの重点的取り組み 13

第6章 新市の施策

1. 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現 17
2. ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現 17
3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実 19
4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進 20
5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興 21
6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築 22
7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興 23
8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実 24



第7章	基本計画の推進に向けて	
	1. 協働と自主自立によるまちづくり	26
	2. 信頼される市政運営	26
	3. 効率的で質の高い行政運営	27
	4. 市域を越えた広域的連携	27
	5. 合併後の円滑なまちづくりの推進	28
第8章	新市の主要事業一覧	29
第9章	本地域における土地利用	31
第10章	新市における県事業の推進	34
第11章	公共的施設の適正配置・整備	35
第12章	財政計画	36
【資料】	◆ 新市の各種データ	43
	◆ 住民アンケート集計結果	53

第1章 序論

1. 両市町を取り巻く現状と合併の必要性

(1) 地方分権の進展への対応

平成12年4月に施行された地方分権一括法、さらには平成19年4月に施行された地方分権改革推進法により、市町村に対して様々な権限移譲が行われ、国・県・市町村の役割が大きく変わりつつあります。今後、市町村においては、さらに新しい分野における専門的な事務の発生も予想されるなど、市町村に要求される事務の質は高度化し、その量は増大していくことが想定されます。

また、国においては道州制ビジョン懇談会や地方分権改革推進委員会などにおいて、国と地方の役割分担の見直しなどが論議されており、今後、地方には国からの自立と、自己決定と自己責任に基づくまちづくりが強く求められてきます。このようなことから、市町村は、自ら施策を企画・立案し実行する能力の向上と、事業を自ら選択して実施するための財政基盤の強化など、一定の規模・能力（権限、財源、人材）を確保し、地方分権社会の到来にふさわしい行財政体制を整備しなければなりません。

(2) 少子高齢社会への対応

わが国は、平均寿命が80歳を超える世界一の長寿国となった半面、出生率は年々低下しており、急速に高齢化が進行するとともに本格的な人口減少社会を迎えるなど、人口構成が大きく変化しています。

植木町においては、国勢調査人口で、昭和60年28,679人、平成7年30,823人、平成12年31,235人と増加傾向にありましたが、平成17年では30,772人となり減少に転じました。

また、人口構成を世代別で見ると、総人口に占める年少人口比率（15歳未満の割合）が昭和60年22.8%、平成7年18.3%、平成12年16.4%、平成17年14.7%と減少し、逆に老年人口比率（65歳以上の割合）は昭和60年12.3%、平成7年17.4%、平成12年20.1%、平成17年には22.6%と増加しており、県内や全国平均に比べ速度は遅いものの、急速に少子高齢化が進んでいます。

一方、熊本市の人口は現在のところほぼ横ばいで推移していますが、今後、減少に転じることが予想されており、また老年人口比率も18.6%と全国平均と比較し低い状況にあるものの、高齢化は着実に進行しており、今後ともさらに少子高齢化が進むものと予測されています。

このような中、現在、国において、現行の年金や医療などの社会保障制度や福祉サービスについて抜本的な見直しが検討されています。地方自治体としても、今後、少子高齢社会に対応し、住民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせるよう、これまで以上に保健・福祉・医療サービスや子育て支援の充実などが必要となっているため、より効率的で、きめ細かなサービスの提供に必要な人材や財源の確保などが不可欠であり、市町村合併はそのための有効な手段の一つであります。

[第1章] 序 論

(3) 日常生活圏の拡大への対応

モータリゼーションの発達や情報通信手段の高度化に伴い、通勤・通学、買物(商圈)、医療など、住民の日常生活圏は、居住する市町村の枠を越えて拡大しています。

熊本市と植木町は、地形的には九州縦軸の大動脈である国道3号や県道熊本原坂線などで結ばれており、植木町民の熊本市への通勤・通学率は22.3%(平成17年国勢調査報告書)、また、熊本市内で商品を購入する割合も32.3%(平成15年度熊本県消費動向調査報告書)となっているなど、熊本市のベットタウン的要素を深めつつあります。一方、植木町の中心市街地は熊本市に隣接しており、熊本市民も植木町内の商店や飲食店を日常的に利用するなど、両市町の日常生活における結びつきは強く、既に生活圏としての一体性が確立されています。

このような状況の中、両市町は、玉東町、玉名市(旧天水町)とともに、「熊本北部エリア広域観光協議会」を設置し、わが国最後にして最大の内戦である『西南の役』の歴史を背景にした観光面での連携に取り組んでいるほか、熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会など、様々な分野で広域連携に取り組んでいるところです。

今後は、さらに幅広い分野で市町村の枠を越えた対応が求められているところであり、両市町は協力して、日常生活圏全体を単位とした一体的・総合的なまちづくりを展開する必要があります。

(4) 行政ニーズの多様化・高度化への対応

人々の生き方や価値観については、生活水準の向上や自由時間の増大、ライフスタイルの変化などを背景に多様化しており、環境、教育・文化・スポーツ、保健・福祉・医療など様々な分野において、行政に対する要求も多様化・高度化しています。それに伴い市町村においては、新たな行政サービス需要や高度な施策要求などに的確に対応していくための専門的、弾力的な行政運営が求められています。

このような状況の中、熊本市と植木町が一体となり、財源の確保や人材の育成に努め、さまざまな行政ニーズへの対応を図っていく必要があります。

(5) 厳しい財政状況への対応

国や地方自治体の長期債務残高(いわゆる借金)は年々増加しており、平成20年度末でおよそ778兆円にも上ると見込まれ、主要先進諸国の中でも最悪の水準であり、財政健全化は喫緊の課題となっています。

特に、地方財政に関しては、いわゆる国の三位一体の改革により国から税源移譲が行われたものの、地方交付税改革により交付税総額が大幅に抑制されたため、地方自治体は極めて厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような中、植木町においては、財政の健全性を表す各種指標のうち、財政の余裕の度合いを示す財政力指数は近年高くなっているものの、財政の柔軟性を示す経常収支比率は平成19年度決算において99.0%となっており、類似団体や県内市町村の平均値より高く、財政硬直化が進行しています。また、公債費に係る財政負担の程度を示す実質公債費比率も年々上昇傾向にあります。

[第1章] 序 論

一方、熊本市においては、平成15年度に策定した行財政改革推進計画に基づく財政健全化に向けた取り組みにより、地方債残高は平成11年度をピークに年々減少しており、現在では住民一人当たりの残高について中核市平均程度まで回復し、また、市の貯金である財政調整基金も100億円を超え中核市平均を上回るなど、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めています。

しかしながら、今後とも大幅な景気回復は見込めず税収の伸び悩みが予想されるとともに、地方交付税なども先行き不透明であり、さらに、少子高齢化が進行する中で、社会保障費などの扶助費は増加傾向にあることから、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、新しい時代にふさわしい地方自治を確立するためには、行財政基盤の強化が急務であり、効率的な組織への再編と運營業務の見直しを図り、行政サービスの水準を維持しつつ、低コストでの事業体制を整えていかなければなりません。

そこで、住民に直結した最も身近な基礎自治体である市町村として、より主体的、自立的、個性的な魅力あるまちづくりを推進するため、市町村合併によって、効率的な行政運営の確立と行財政基盤の強化を図ることは、両市町の将来の発展に大きく寄与することとなります。

(6) 新しい熊本都市圏づくりへ、政令指定都市の実現

平成23年春に九州新幹線鹿児島ルート^{※1}の全線開業が予定されており、博多から熊本までは約35分^{※1}、関西圏からは約3時間^{※2}で結ばれるという時間短縮効果により、商圏の飛躍的な拡大や、観光客をはじめとした交流人口の増加が期待され、両市町においてもさらなる飛躍の契機となることが期待されます。しかし、一方では、福岡都市圏や鹿児島都市圏をはじめ、九州内での都市圏間競争の激化が予想され、この競争に勝ち残っていくためには、九州における熊本都市圏の拠点性を高めていく必要があります。

このような状況に対応するためには、熊本都市圏を構成する市町村が連携・協力しながら、それぞれの地域の魅力や特性を最大限に生かし、九州中央の拠点としての「新しい熊本都市圏づくり」を進めていく必要があり、その重要な役割を担うのが熊本市と植木町であるといえます。

これらの取り組みを迅速かつ強力で進めていくためには、熊本都市圏を構成する16市町村でまとめた「熊本都市圏ビジョン」の中で示されているように、熊本都市圏内に現在の地方自治制度の中で最も権限と財源が充実した「政令指定都市」を実現する必要があります。

このような状況を踏まえ、熊本市と植木町が合併し、一体的なまちづくりを進めることにより、熊本都市圏内に政令指定都市を実現することは、新市はもとより、熊本県、さらには九州全体の将来の発展に大きく寄与するものです。

※1 ……最高速度260km/h走行で途中駅に停車をせず直行した場合。

※2 ……平成17年度3月ダイヤ改正時の最速500系「のぞみ」による所要時間。
博多駅での停車および乗り換え時間を除く。

[第1章] 序 論

2. 計画の策定方針

(1) 策定の趣旨

本計画は、熊本市と植木町との合併後の新市のさらなる飛躍をめざし、円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図ることを目的として策定します。

(2) 基本方針

①熊本市及び植木町が策定しているそれぞれの「総合計画」をはじめ、都市計画や各種まちづくり計画及び国・県の計画など、既存計画との整合性を図るとともに、政令指定都市実現後の将来を展望し、新市が進むべき方向性を示す計画とします。

②新市のまちづくりに対する住民の期待やニーズの適切な反映に努めます。

③合併後の新市づくりに必要な施策・事業や公共施設などの配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政計画との整合に留意します。

④財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債などの財源を明確にした上で、健全な財政運営を基本に策定します。

(3) 計画の構成

本計画は、新市が抱える特性を踏まえたまちづくりの基本的な方向及びめざすべき将来像などを描く「まちづくりの基本方針」、これに基づき、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業を体系的にまとめた「新市の施策」、計画の推進に向けて取り組むべき事項をまとめた「基本計画の推進に向けて」、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方をまとめた「公共的施設の適正配置・整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

(4) 対象地域

本計画の対象地域は現植木町の地域を中心とします。

(5) 計画期間



本計画の期間は、合併期日の属する年度から10か年度とします。

1. 熊本市・植木町の概況

新市を構成する熊本市、植木町の概況は以下のとおりです。

熊本市・植木町の概況

出典：平成17年国勢調査報告書など

	熊本市	植木町
市章・町章		
面積	286.81km ²	65.81km ²
	<新市合計 352.62km ² >	
人口	677,565人	30,772人
	<新市合計 708,337人>	
世帯数	272,847世帯	9,736世帯
	<新市合計 282,583世帯>	
一世帯当人員	2.48人／世帯	3.16人／世帯
	<新市 2.51人／世帯>	
人口密度	2,362.4人／km ²	467.6人／km ²
	<新市 2,008.8人／km ² >	
市制・町制施行	明治22年	明治22年
市・町の花	肥後ツバキ	すいせん
市・町の木	イチヨウ	楠
市・町の鳥	シジュウカラ	ほおじろ

(注) 熊本市の数値は、旧富合町を含む。

[第2章] 新市の概要

2. 歴史

現在までつながる熊本市・植木町の歴史は、古く縄文時代まで遡ります。三の岳北東山麓には熊本市太郎迫遺跡・山海道遺跡や植木町笹尾遺跡など、当時の集落が確認されています。

天正16年(1588年)、肥後半国の領主として加藤清正が、今の熊本市古城町にある「隈本城」へ入城したのち、現在の中心市街地にあたる城下町の経営に着手しました。また現在の植木町のある地域も、同時期中世から近世にかけて加藤清正により治められていました。

慶長5年(1600年)、関ヶ原の戦い後、徳川家康の天下になると、加藤清正が肥後54万石の領主となり、慶長6年(1601年)からは、茶臼山に城を築き、慶長12年(1607年)に「隈本城」から「熊本城」に改めました。その後、清正の子忠広が寛永9年(1632年)改易され、細川忠利が肥後領主となり、以後、明治までの200有余年もの間、細川家により治められてきました。

近代に入ると、明治10年の西南の役では植木町西部に位置する田原坂が最大の戦いの場(田原坂の戦い)になり、現在の熊本市街地の大部分も戦火に遭いましたが、直ちに復興し、明治22年(1889年)4月1日施行の市制・町村制により熊本市と植木町が誕生しました。熊本市は市制施行当時、面積5.55km²、人口4万2千余人を数えるに過ぎませんでした。現在では、面積286.81km²、人口約68万人にまで発展し、名実ともに九州中央に位置する中核市として発展を続けています。また、植木町は、昭和30年に植木町、山本村、田原村、菱形村、桜井村、山東村、吉松村の1町6村が合併促進法に基づき合併、昭和44年に田底村が合併し現在の植木町となりました。

このように、熊本市と植木町は、歴史的にみると、同じ領主の領地として、ひとつの行政区であった期間もあり、以前から強い結びつきがあったことがうかがえます。

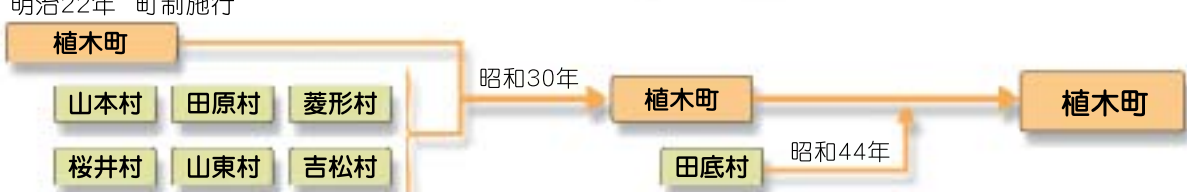
両市町の沿革(昭和以降)

参考：平成20年熊本県市町村要覧

明治22年 市制施行



明治22年 町制施行

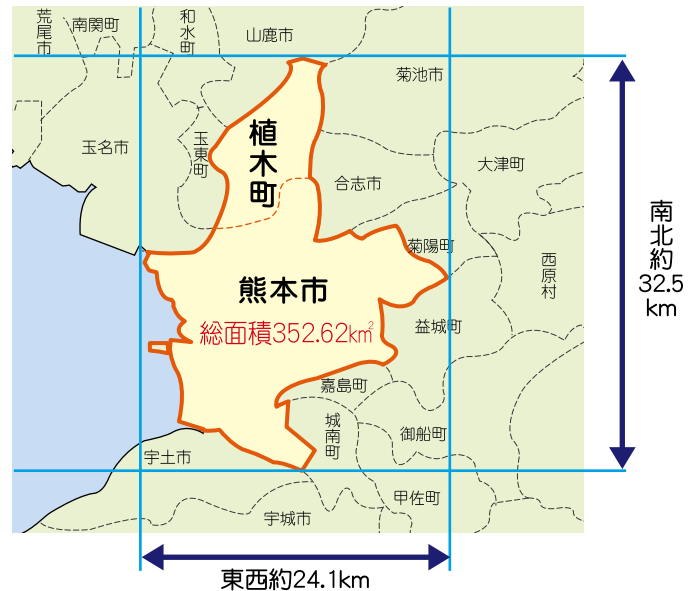


[第2章] 新市の概要

3. 位置・地勢

新市は熊本県中央部に位置し、有明海に注ぐ菊池川、坪井川、白川、緑川の4水系の下流部に形成された、いわゆる穀倉 熊本平野の大部分を占めています。

東には遠く阿蘇山地、西には有明海に面した海岸線が広がり、南は木原山を頂きとする山系、北は植木台地に囲まれた平野部が広がっており、豊かな自然に四方を囲まれた地形となっています。



新市の位置



1. 人口

新市における将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所*による「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」を参考に推計すると、合併後の平成30年には、総人口約702,400人、年少人口(0歳から14歳)約89,300人、生産年齢人口(15歳から64歳)約431,900人、老年人口(65歳以上)約181,200人になると予想されます。

※国立社会保障・人口問題研究所…平成8年(1996年)12月、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。
主に、日本の将来人口の的確な見通しや、年金・医療・介護・保育等の社会保障各分野についての社会科学的分析を実施。

2. 一世帯当たりの人員・世帯数

新市における世帯数は、平成17年国勢調査データ及び日本の世帯数の将来推計に基づき算出すると、合併後の平成30年には、298,900世帯程度となり、今後も増加傾向が続くと予想されます。

一方、一世帯当たりの人員については、先に推計した将来人口と世帯数の関係から、平成30年には、2.35人/世帯程度となり、現状(平成17年:2.51人/世帯)より減少し、核家族化が一層進行していくと想定されます。

新市の将来人口及び世帯 (単位:人、世帯)

		平成17年	平成20年	平成25年	平成30年
総人口		708,337	709,340	708,600	702,400
	熊本市	677,565	679,013		
	植木町	30,772	30,327		
年齢階層別	年少人口	105,512 (14.9%)	104,123 (14.7%)	96,200 (13.6%)	89,300 (12.7%)
	生産年齢人口	469,348 (66.3%)	461,804 (65.1%)	449,500 (63.4%)	431,900 (61.5%)
	老年人口	133,477 (18.8%)	143,413 (20.2%)	162,900 (23.0%)	181,200 (25.8%)
世帯数		282,583	291,001	294,900	298,900
	一世帯当人員	2.51	2.44	2.40	2.35

※平成17年の値は、平成17年国勢調査の数値を記載(熊本市の値は、旧富合町を含む)。
平成20年の値は、平成20年版熊本県推計人口調査結果(年報)の数値を記載(熊本市の値は、旧富合町を含む)。
平成25年、平成30年の将来推計人口は、「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計。
平成25年、平成30年の世帯数は、「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成17年8月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計。

※将来人口などについては、合併後の政策的要因による増加は含まれてない。

これから概ね10年先を見通した新市の将来像を検討するにあたり、あらためて、熊本市と植木町の特性を整理し、時代の潮流を踏まえながら、特に、新市の将来に向けたまちづくりの方向を明らかにします。

1. 新市の特性

(1) 暮らしやすく住みやすいまち

熊本市は、清らかな地下水や緑、安全でおいしい農水産物や全国屈指の名城である熊本城など、自然や歴史と文化に恵まれ、また、快適な都市機能も備わった「暮らしやすく住みやすいまち」であることが最大の特性です。加えて、世界的に有名な阿蘇山の恵みである豊富な地下水によって、68万熊本市民の上水道の全量を賄っており、平成20年には、第10回日本水大賞グランプリを受賞するなど、「日本一の地下水都市熊本」の名は全国に知られるようになっています。

植木町は、熊本市と同様飲料水の全量を地下水で賄う豊かな自然環境にあり、わが国近代の夜明けの舞台となった田原坂などの史跡、優れた泉質で湯量豊かな温泉、日本一の生産量を誇るすいかなど全国に誇る地域資源を有し、自然や歴史に恵まれた環境の中で、国道3号、国道208号などの幹線道路沿いに商業業務地域が立地するなど、熊本市と同様に、都市的サービスと良好な環境が調和した暮らしやすく住みやすい町です。

(2) 九州中央の交流拠点都市

熊本市は、古くは城下町として栄え、現在も行政・学術研究機関などが数多く立地しており、九州内外から多くの人々が交流するまちです。特に、熊本城では築城400年祭の開催や本丸御殿などの復元整備事業を進めた結果、平成20年の入園者数が200万人を超え日本一となりました。今後とも、九州中央の交流拠点として、熊本都市圏を構成する市町村と相互に補完協力し、100万熊本都市圏や熊本県の発展をけん引する役割を担っていく立場にあります。

一方、植木町は、九州縦軸の大動脈である国道3号や九州縦貫自動車道が縦断し、さらには玉名から阿蘇・大分へ国道208号や県道大津植木線などの国県道が横断しており、九州における広域交通の要衝となっています。また、観光では、西南の役の舞台となり、年間約30万人の観光客が訪れる田原坂や湯量豊かな植木温泉・宮原温泉など、個性ある歴史・文化、人々に癒しを与える観光スポットが存在するなど、歴史・文化から都市機能に至るまで、多くの人々が集い、交流する拠点としての機能を備えています。

【第4章】新市の特性と新しいまちづくり

2. まちづくりの方向

(1) 人口減少、人口構造変化と暮らしやすいまちづくり

わが国は、既に平成17年をピークに人口減少社会を迎えており、熊本市においても、早ければ平成22年をピークとして人口減少に向かうという予測がなされています。このような中、都市活力を維持していくためには、交流人口の増大によるにぎわいと活力の維持や雇用の創出による生産年齢人口の確保が不可欠です。

また、これまでの人口増加を前提とした都市づくりから転換し、社会資本の有効活用と適正配置や、少子高齢社会に対応した、だれもが利用しやすい公共交通機関などの整備に取り組むとともに、地域における高齢者や子育て支援の充実を図っていく必要があります。

(2) 分権社会の進展と自主自立のまちづくり

地方分権社会の進展に伴い、基礎自治体としての市町村には、自らの判断と責任に基づくまちづくりが求められています。

このような中、熊本市・植木町ともに豊富な地下水に恵まれ、自然と都市機能が調和した「暮らしやすく住みやすいまち」という特性があります。また、熊本市においては、大学などの教育・研究機関が集積した「文教都市」、400年の歴史が息づく「城下町」、植木町においては「田原坂」「すいか」「温泉」といった優れた地域資源を有するとともに、国道3号及び国道208号、九州縦貫自動車道が走り、さらには植木インターチェンジが設置されているなど、九州の自動車交通の要衝という個性があります。これらの特性・個性を生かしたまちづくりを進めることで、地方分権時代に対応した新市としてさらなる飛躍が可能になります。

加えて、地方分権時代においては、自治体単位のみならず、コミュニティごとにそれぞれの伝統、文化、自然などの地域特性を生かした地域づくりを進めていかなければならないことから、今後は、自治体内での分権を推進するとともに、相互扶助などの地域力を高めるなど、地域住民自らの決定と責任に基づく地域づくりに必要な体制整備が不可欠となります。

そこで、熊本市と植木町とが合併し政令指定都市を実現させることにより、未来へ飛躍する新しいまちづくりを迅速かつ強力で推進していくとともに、住民サービスのさらなる向上を図るため、区役所を中心に住民に身近な場所での行政サービスの充実や、自主自立の地域づくりに対するサポート体制の整備などに取り組んでいく必要があります。

〔第4章〕新市の特性と新しいまちづくり

（3）九州新幹線開業と九州中央の交流拠点都市づくり

高速交通網の整備により、都市間の移動時間が大幅に短縮し、内外の交流が活発化しています。特に、熊本都市圏においては、九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業により、福岡都市圏や鹿児島都市圏などへの機能流出が懸念されています。

このような中、九州新幹線の特急全線開業を新市のさらなる発展の契機とするためには、将来の道州制の州都をも見据え、両市町が一丸となって九州中央に位置する地理的特性を生かしながら、九州のみならず広く東アジアを見据えた交流拠点都市としてのまちづくりを進めていくことが必要です。

また、九州新幹線の特急全線開業を契機として、新市を中心とした熊本都市圏と福岡都市圏や鹿児島都市圏、さらには九州各拠点都市が連携を強化し協力することで、九州全域の一体的な発展へとつなげていくことが可能となります。



熊本市では、平成20年6月に今後10年間におけるまちづくりの基本指針である「熊本市基本構想」を定め、その中で、めざすまちの姿を『湧々都市くまもと ～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～』と定めています。同様に、植木町においても、平成12年3月に策定された「第4次植木町総合計画基本構想」において、時代変化に対応し、住民が生き生きと活動し、活発で明るく町に魅力があり、未来に発展するまち『人に活力、まちに魅力、未来へ発展するうえき』をめざすとされ、自立したまちづくり、誇れるまちづくり、住民が輝くまちづくりに取り組むと定められています。

これらについては、基本的な考えや方向性を同じくしていることから、新市においても、両市町の基本構想を尊重した、まちづくりの基本理念やめざすまちの姿を定めます。

1. まちづくりの基本理念

今、わが国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られています。一方、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任において、まちづくりを進めていくことが強く求められています。この大きな時代の転換期にあたって、私たちは、まちづくりの原点は「人」であることを再認識し、住民一人ひとりの主体的な参画と協働のもと、先人たちが築いた文化や財産を大切にはぐくんでいかなければなりません。

そして、すべての人の人権が等しく尊重され、安心して心豊かに暮らせる環境の中で、温かな出会いとふれあいがあり、個性豊かで多様な地域社会をつくるとともに、九州中央に位置する特性を生かして、活力と魅力にあふれた誇りが持てるまちを築き上げ、次の世代へと引き継いでいきます。

2. めざすまちの姿

本計画においては、『湧々都市くまもと』の実現に向け、新市の新しい魅力を生み出す農産物や観光資源などを有し、九州における自動車交通の要衝である本地域の特性を踏まえ、めざすまちの姿を次のとおり掲げます。

近代日本の夜明け、日本一のすいか、癒しの温泉・・・

歴史とロマンにあふれ、さまざまな魅力で人々をいざない

未来へ発展する新市の北の拠点

【第5章】まちづくりの基本方針

3. まちづくりの重点的取り組み

本地域のめざすまちの姿を実現するため、今後、本計画期間中に特に重点的に取り組む分野と重点施策を以下のとおり定めます。

(1) 健康で、いきいきと安心して暮らせる癒しのまちづくり

少子高齢社会に対応し、本地域の豊かな自然、伝統ある歴史、温泉などの特性を生かし、子どもから高齢者まで、だれもが心豊かに健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。そこで、住民の保健・福祉サービスの充実を図り、拠点施設の機能強化や公園やスポーツ施設などの体力・健康づくり拠点の整備などに取り組むとともに、高齢者などが気軽に外出できる環境づくりに努めます。また、次代を担う子どもたちへのびのびと遊び、楽しく学ぶために、学校教育環境の整備を進めます。

さらに、地域力を強化し、暮らしの安全・安心と住民参加のまちづくりを進めるため、町内自治会制度への円滑な移行を始めとした地域コミュニティの強化を進めます。

○主な取り組み

①保健・医療の拠点施設の機能充実

- ・住民の健康と医療を守るため「健康福祉センター（かがやき館）」や「植木病院」、「熊本市民病院」の連携を強化し、それぞれの機能を充実します。

②地域福祉の充実

- ・ふれあいいきいきサロンを充実し、高齢者の生きがいづくりや介護予防などに取り組めます。

③子育て環境の充実

- ・子育て支援センター、つどいの広場や保育園などを拠点に地域で支える子育て支援を進めるとともに、母子訪問指導や健康診査などを通じ子どもを安心して産み育てる環境を整備します。

④自然環境の保全

- ・河川や森林などに生息する貴重な野生生物などの生態系の維持を図りつつ自然保護・啓発に努め、身近な自然あふれるまちづくりを進めます。

⑤体力・健康づくり拠点の計画的な整備

- ・旧国立蚕糸試験場跡地に各種スポーツが楽しめ、体力・健康づくりや住民憩いの場の計画的な整備を進めます。

⑥コミュニティバスの運行検討

- ・高齢者などが気軽に外出ができるよう、現植木町役場などの公共施設やJR植木駅など公共交通機関を結ぶコミュニティバスの運行検討に取り組めます。



【第5章】まちづくりの基本方針

⑦教育環境の充実

- ・小中学校の校舎、体育館、運動場などの計画的な改修を行い、子どもたちが生き生きと楽しく学べる教育環境の充実を図ります。
- ・ALT(英語指導助手)を活用した小学校英語教育を新市のモデルとして本地域で取り組みます。
- ・ブックスタート事業を始めとした図書館活動を通じ、子どもの頃から読書を身近なものとするよう取り組みます。

⑧地域コミュニティセンターを核とした地域コミュニティづくり

- ・嘱託員制度から町内自治会制度への円滑な移行、自主防災組織の設置など、校区自治協議会と地域コミュニティセンターを核とした地域力強化を図ります。

(2) 新市の北の拠点にふさわしい交流のまちづくり

九州中央の広域道路網が集積する環境を生かし、新市の北の拠点として、広域道路網の結節機能の強化や拠点性の向上など、多くの「人」、「もの」、「情報」が行きかう交流のまちづくりを進めます。

このため、国道3号植木バイパスの早期完成をめざすとともに、国道3号植木バイパスや植木インターチェンジとのアクセス道路など、広域道路網の整備に努めるほか、地区計画などを活用しこれらの広域交通拠点周辺の企業立地を推進します。

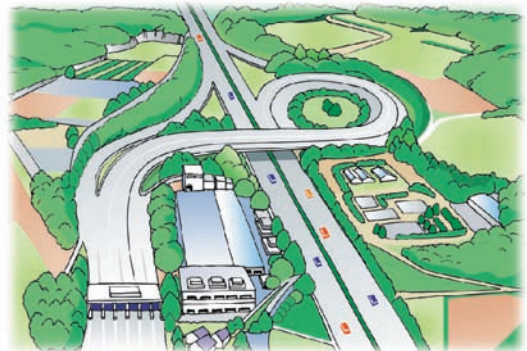
○主な取り組み

①広域道路ネットワークの整備

- ・新市の北の玄関口として九州縦貫自動車道の機能が最大限発揮されるよう、植木インターチェンジを生かした広域道路ネットワークの整備とともに、北熊本サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置に向けた取り組みを進めます。
- ・県道大津植木線から植木インターチェンジへのアクセスを強化するため、県営東部農免道路などの整備を促進します。
- ・国道3号植木バイパスの早期完成をめざして関係機関と協力して取り組むほか、都市計画道路一木鞍掛線の整備などによる国道3号植木バイパスへのアクセスを強化します。
- ・県道大津植木線から現植木町役場や町道植木古閑線バイパスの整備など、植木地域中心部(現植木町役場)へのアクセスを強化します。

②企業立地の推進

- ・植木インターチェンジや国道3号植木バイパスと県道大牟田植木線との交差点周辺などの広域交通拠点周辺について、地区計画制度などを活用した工業・流通系企業の誘導や、工業用地造成の検討、熊本市企業立地促進条例に基づく助成制度の活用、さらにはトップセールスなどにより企業誘致を進めます。



【第5章】まちづくりの基本方針

(3) 人々が集いにぎわう、活気あふれるまちづくり

現植木町役場周辺や中心商店街周辺の整備を行い、人々が集いにぎわう活気あふれるまちづくりを進めます。

そこで、植木土地区画整理事業などの各種施策や事業を展開するとともに、現植木町役場周辺やJR植木駅周辺の機能強化などに取り組みます。

○主な取り組み

① 中心市街地の活性化

- ・植木土地区画整理事業について、現在の認可区域の早期完成など、植木町中心市街地活性化のための各種施策、事業を進めます。

② 現植木町役場とJR植木駅との連携強化と交通アクセスの充実

- ・現植木町役場周辺におけるバスベイ^{※1}、JR植木駅周辺における駐輪場、パークアンドライド^{※2}施設、公共交通機関の乗り入れ施設（ロータリー）、現植木町役場からJR植木駅を結ぶコミュニティバスの運行など、より有効な事業手法を検討しながら公共交通機関の利便性の向上に向けた取り組みを進めていくほか、都市計画道路植木停車場投刀塚線の整備を進めます。

※1 バスベイ……………バス専用の停車スペースのこと。

バスを道路に停車させておくと、後続車が反対車線にはみ出してバスを追い越したりして大変危険なため、バスベイを設置することにより、スムーズな車の流れや乗客の安全を確保するものです。

※2 パークアンドライド……遠距離通勤者が、自宅から最寄りの駅までは自分の車で行き、そこから列車などに乗り換え通勤すること。



【第5章】まちづくりの基本方針

(4) 歴史とロマン、すいか や温泉など、植木ならではの魅力あふれるまちづくり

本地域には、日本一の「植木すいか」など施設園芸を中心とした豊かな農産物、県内外の多くの方から高い評価を得ている植木温泉、西南の役最大の激戦地であり、また日本赤十字社の前身の博愛社発祥の地である田原坂など、国内外にアピールできるたくさんの素材があります。これらの農産物や観光資源は、新市のまちづくりに欠かせない貴重な地域資源となります。

そこで、熊本城と一体となったストーリーづくりなど素材の魅力をさらに高めるとともに、国内外に広く情報発信するなど、植木ならではの魅力にあふれたまちづくりに取り組みます。

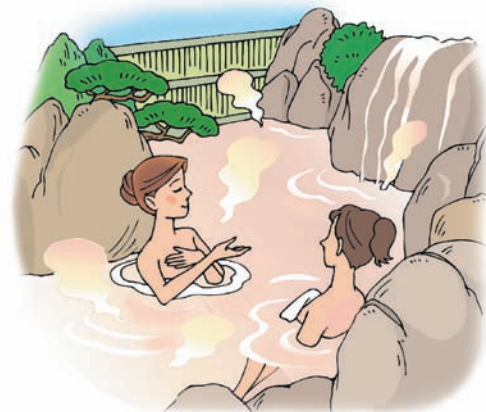
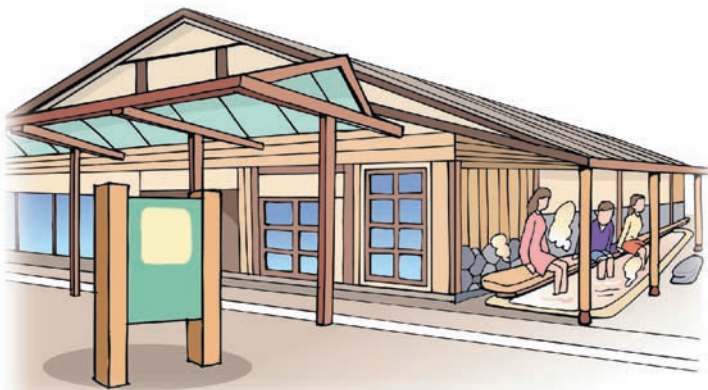
○主な取り組み

①「植木すいか」など地域ブランドの確立と情報の発信

- ・基幹産業である農業を振興するため、農商工連携を図り「植木すいか」をはじめ特産品のブランド化による販路拡大に取り組みます。
- ・幹線道路沿線に、農産物の直売、加工、レストランなどを併設した「(仮称)農産物の駅」の整備を図ります。

②新たな観光ルートでのPRや観光資源の魅力向上などによる観光振興

- ・「熊本城～田原坂～植木温泉」などを中心とした観光ルートを積極的にPRし、観光の振興を図ります。
- ・田原坂の国指定史跡化、資料館の改築、植木温泉内の観光案内所(足湯の併設)の整備、観光と農業の連携など、観光地の魅力向上を図ります。
- ・町道慈恩寺平島橋線を含む国道3号から植木温泉へのアクセス道路の整備を図ります。



本地域のめざすまちの姿を実現するために、各分野において取り組む新市の施策を以下のとおり掲げます。

1. 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

(1) 人権尊重の社会づくりの推進

すべての人々が人として等しく尊重され平等に社会に参画できるよう、住民と協働して、人権教育・啓発活動を積極的に推進し住民の人権意識を高めるとともに、各分野での人権擁護活動を積極的に推進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野に参画でき、性別による差別的取り扱いを受けることがないように男女平等意識を高めるとともに、政策形成過程や社会活動への女性参画を促進するほか、仕事と家庭・地域生活の両立支援など、男女がともに責任を担い個性や能力が発揮できる環境を整備し、男女共同参画社会の実現をめざします。

2. ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

(1) 自主自立の地域づくりの推進

住民自らが住んでいるまちに関心を持ち、地域課題の解決やまちづくり活動に自主的に取り組めるよう、住民の身近な場所で地域のまちづくり活動を支援する体制を充実するとともに、地域コミュニティの活性化を促進します。

(2) 住民生活の安全・安心の推進

住民が安全で安心して生活できるよう、関係団体と協力し、交通の安全と円滑化に配慮した交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、交通ルールやマナーなど交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を徹底します。特に、就学前の幼児や小学生及び高齢者の交通事故防止に努めます。

また、犯罪や事故のない安全な地域社会づくりに向け、防犯灯の整備や、関係機関及び地域住民と連携した防犯意識啓発やパトロール、防犯団体への支援などにより犯罪の抑止に努めます。

〔第6章〕新市の施策

（3）危機管理防災及び消防・救急救助の体制強化

自然災害はもとより、テロや新型インフルエンザなどの様々な危機から住民の生命財産を守るため、防災マップ（ハザードマップ）、防災マニュアルの作成配布や啓発イベントの開催などにより住民の防災意識の高揚に努めるとともに、消防団組織及び自主防災組織の強化や事業者などとの応援協定の締結などにより、地域防災力の向上を図ります。

また、災害時に的確な対応ができる組織・体制を整備するとともに、定期的な防災訓練などを実施し、防災関係機関と連携を図りつつ、総合的な危機管理防災体制を充実します。

さらに、本地域にかかる消防体制については、将来的に現熊本市域と同等の体制へ移行し、新熊本市域の消防・救急救助体制の強化を図ります。

（4）文化の振興と国際交流の推進

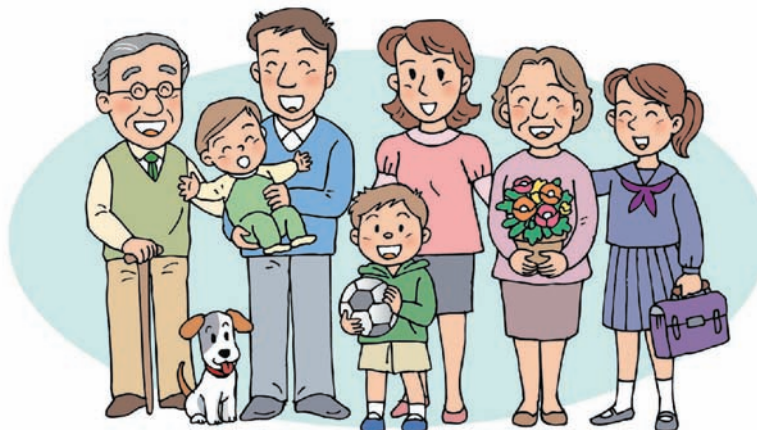
住民が文化に親しみ国際的な視野を広げつつ、心の豊かさを実感できる環境づくりを進めるため、関係団体との連携を強化するとともに、これまで本地域が取り組んできた文化の香り高いまちづくりを継承し、文化芸術活動への支援や自主文化事業の開催など、住民が文化・芸術にふれる機会を拡充し、地域文化活動の活性化を図ります。

また、これまで交流のある米国・ローム市、ニュージーランド・サウスタラナキ地方などと引き続き交流を行っていくほか、住民の国際理解の促進と国際交流・協力への支援、国際感覚豊かな人材の育成に取り組めます。

（5）住民記録・土地情報の適正な管理と提供

住民が社会生活をおくる上で不可欠な戸籍や住民記録については、個人情報を適切に保護・管理し、必要な際に迅速に交付するため、台帳の適切な管理・整備に努めるとともに、利用しやすい「やさしい窓口づくり」を推進します。

また、財産の保全や災害復旧の際に重要な地籍図などの土地情報についても、引続き地籍調査事業を推進するとともに、わかりやすい住居表示などに取り組めます。



[第6章] 新市の施策

3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

住民が生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう、生活習慣病予防に関する健康診査や保健指導などを実施した健康づくりに取り組むとともに、健康づくりに対する住民の関心と理解を高めるため、健康に関するイベントなどによる啓発を進めます。

また、食を通じた住民の健康づくりを支援するため、消費者、生産者、事業者をはじめ食生活改善グループ、住民団体など「食」に関わる関係者と協働で食育活動を展開します。

(2) 安全・安心のための保健衛生と医療の推進

住民が食に関して安心を実感できるよう、食品の安全性の確保や情報の提供に努めます。

また、麻しんをはじめとする予防接種の接種率を高める取り組みを進めるとともに、新型インフルエンザ、結核、HIVなど様々な感染症に関する啓発や情報の提供に取り組めます。

さらに、医療機関と連携し、救急医療体制や災害時における医療の確保に努めます。

(3) 高齢者や障がいのある人などへの生活支援

高齢者や障がいのある人などを地域の中でお互いに助け合い、支えていく地域の仕組みを整備するとともに、地域の福祉活動の中心となる民生委員・児童委員などの活動を支援します。

また、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせるよう、就労支援や熊本市優待証(さくらカード)の交付及び生きがい活動推進事業などにより社会参加の機会を拡充します。

さらに、要介護高齢者に対する介護保険サービスや援護が必要な高齢者への福祉サービスを提供します。

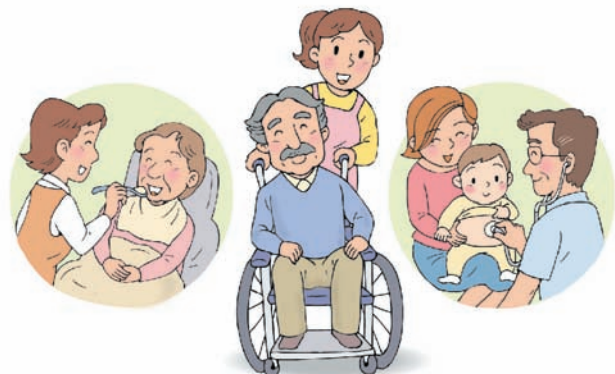
加えて、障がいのある人が自立して暮らせるように、就労の機会と場の確保・拡大に取り組むとともに、住み慣れた家や地域の中で生活できるように、一人ひとりにあわせた相談支援やホームヘルプ及びショートステイなどの福祉サービスの充実に取り組めます。

(4) 社会保障制度の適正な運営

国民健康保険事業の健全な運営ができるよう、医療費の適正化や保険料収納率の向上などに取り組めます。

また、長寿医療(後期高齢者医療)制度や国民年金制度の周知を図るため、広報や相談に努めます。

加えて、生活保護の適正な運用を行うとともに、自立に向けたきめ細かな支援を行います。



[第6章] 新市の施策

4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進

(1) 子どもたちの健やかな成長支援

次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、地域での子どもたちの社会参加活動や体験活動、世代間交流活動などを推進するとともに、青少年の健全育成や子ども会活動の支援、リーダーの育成などに取り組みます。

また、児童育成クラブなどの子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所の確保、活動拠点施設の機能の充実に取り組みます。

特に、援助を必要とする子どもや家庭への支援を行うため、地域や関係機関と連携の下、子どもに関する相談体制の充実、児童虐待の早期発見や適切な保護など要保護児童対策の推進、障がい児などの発達支援の充実に取り組みます。

(2) 子育てしやすい環境づくりの推進

子どもを安心して産み、楽しみながら子育てができるよう、妊婦・乳幼児の健康診査、訪問や電話相談などにより支援を行い、妊娠・出産・育児をめぐる不安の解消などに取り組むとともに、乳幼児医療費の助成や児童手当の給付など、子育てにおける社会的、経済的負担の軽減に努めます。

また、延長保育や病児・病後児保育など、多様なニーズに合わせた保育サービスの提供や、待機児童の解消などを図るとともに、子育て支援サークルの活動支援や地域における子育て支援のネットワークづくりを促進するほか、ひとり親家庭などについては、生活、就業などの支援を行い、自立に向けた取り組みを進めます。



〔第6章〕新市の施策

5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

地域や家庭との連携の下、少人数学級、少人数指導などにより、個に応じたきめ細かな指導を通じ、学ぶ楽しさやわかる喜びのある教育を推進するとともに、教職員の指導力の向上に努め、確かな学力の向上に取り組みます。また、国際理解、情報、環境など、新たな時代に対応した教育や、自然体験、就労体験などの体験的学習、道徳や芸術など感性をみがく学習などを通じ、豊かな人間性やたくましさをはぐくむ教育の充実をめざします。加えて、子どもたちの健康増進のため、体力づくりや食育などに取り組みます。

さらに、校舎、体育館などの耐震化及び計画的な改修、地域や関係機関と連携した子どもたちの安全確保など、安全で良好な教育環境の整備を進めます。



(2) 生涯を通じた学習・スポーツの振興

公民館や図書館などを生涯学習の拠点として機能充実を図るとともに、生涯学習関係機関や団体などとのネットワーク化を進めながら、学習情報の収集・発信に努め、住民一人ひとりが生涯を通して学べる機会を拡充し、学んだことを社会に生かすことができる環境を整備します。

さらに、住民のスポーツを通じた健康づくりや交流を促進するため、体育協会など関係団体と連携し、総合型地域スポーツクラブの支援や競技指導者、各種スポーツ団体の育成、各種スポーツ教室・スポーツ大会の充実などを進めます。加えて、体力・健康づくり拠点の整備により社会体育施設の機能充実や活用促進に取り組みます。



(3) 歴史文化遺産の継承と活用

田原坂をはじめ、埋蔵文化財など地域に残る有形・無形の文化財について、地域の財産として再認識し、その価値をさらに高めるための適正な保安全管理に努めるとともに、田原坂資料館などの整備・活用と、これらの歴史的文化遺産にふれる機会を拡充することにより、住民の郷土に対する理解と愛着を深めます。

[第6章] 新市の施策

6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

(1) 環境保全活動の推進と良好な環境の保全

住民や事業者との協働の下、環境に関する様々なイベントや出前講座などの啓発や学習を積極的に展開し、地球環境に配慮できる住民を育成するとともに、地域の環境美化活動やグリーンコンシューマー*活動など、日常での実践活動の輪を拡大します。特に、人類共通の課題である地球温暖化対策を推進するため、環境保全型エネルギーの利用促進、公共交通システムの再構築など、低炭素社会をめざした先進的かつ総合的な取り組みを展開します。

また、大気や有害化学物質について常時監視し、環境の状況を正確に把握し、迅速な情報提供に努め、さらに、ばい煙、騒音・振動などの公害防止に対する事前指導や苦情などへの対応を行い、汚染の未然防止を図り良好な生活環境を保全します。

※グリーンコンシューマー…環境に配慮した商品を選び購入するなど、環境を大切にす消費者

(2) 豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成

雨水浸透ますの設置促進など地下水かん養を推進するとともに、硝酸性窒素対策などによる地下水質及び生活排水対策などによる河川水質や水辺環境の保全に努め、質量両面から貴重な水資源の保全を図ります。

また、公共施設や民有地の緑化を推進するとともに、緑地などの保全に努め、水と緑豊かなゆとりある環境を保全・創造します。

(3) 資源循環型社会の構築

環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルに関する意識を高め、ごみの分別を徹底するとともに、生ごみ処理機の普及促進を図り、ごみ減量・リサイクルを推進します。

また、ごみの適正処理を推進するため、ごみ収集・処理体制の整備を図るとともに山間地などにおける不法投棄の防止に努めます。



【第6章】新市の施策

7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

(1) 商工業の振興

商工業の振興を図るため、関係者との連携を強化し、土地区画整理事業・街路事業と連携した商店街の形成など、地域の核となる商店街の魅力向上に努めるとともに、地場産業の経営支援や新規創業支援を進めます。

また、企業が進出しやすい立地環境の整備に努め、産業構造の変化に対応した先端・高度技術や研究開発型企业などの誘致を図るとともに、地域特産品の開発支援など地場産業の育成に努めます。さらに、雇用機会の拡充を図るため、関係機関との連携の下、経済情勢などの変化に対応した各種雇用対策を実施します。

(2) 観光の振興

西南の役で知られる「田原坂」を熊本城と一体となったストーリーの中で全国にPRするとともに、小野小町伝説の地「小野泉水」や良質な泉質で知られる「植木温泉」、すいかをはじめとした農産物など、魅力ある豊かな観光資源を有機的に組み合わせ、福岡や関西方面などからの観光客の増加を図ります。あわせて、田原坂資料館の改築や観光案内所の整備など、観光客の受け入れ環境の整備を進めます。



(3) 農林業の振興

地域の基幹産業である農業の活性化を図るため、農業生産の大半を占めるすいかを核とした施設園芸、養豚を核とした畜産などを中心に、生産基盤の整備や担い手育成に努めるほか、新たな販売方法や生産方法など、やる気のある農業者が安心して挑戦できるような環境づくりを進めます。

また、地産地消の推進に努めるとともに、家畜排泄物のリサイクルや有機農業など時代に対応した農業生産の振興を図ります。加えて、家族経営協定の推進や、観光型農業などにより都市と農村との交流を促進するなど、本地域が持つ高い技術と人材の力を最大限発揮できるような農業地域の活性化に取り組みます。

さらに、水保全などの公益的機能を維持するために、各種の林業振興施策を推進するとともに、植木三ノ岳の森公園の活用など、森林が果たす環境保全・防災などの機能の保全と活用を図ります。



〔第6章〕新市の施策

8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

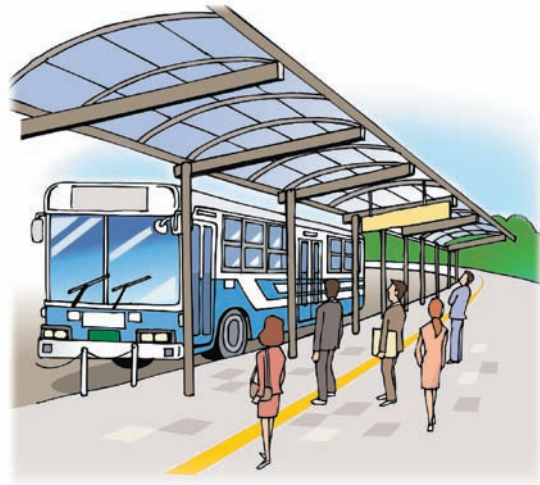
(1) 計画的な都市づくり

まちづくりを計画的に進めるため、適切な地域地区や区域区分の指定・見直しを行うとともに、土地区画整理事業の推進や適切な開発指導を行い、良好な市街地の整備を促します。また、国道3号植木バイパスの整備に伴う沿線地域における無秩序な市街地拡散を防止するために必要となる計画的な土地利用や良好な環境の保全形成に努めます。加えて、安らぎと潤いのある空間を創出するため、土地区画整理事業区域内での公園・広場の整備や、地域の公園・緑地の適切な維持・管理に努めます。



(2) 利便性の高い公共交通体系の確立

高齢社会を迎え、誰もが快適に移動できる公共交通体系を構築するため、ノーマイカーデーなどを推進するとともに、JR植木駅へのアクセス強化、住民の要望に応じたコミュニティバスなどの運行検討を行い、駅、商店街、公共施設を効率的に結ぶバス網を整備するなど、公共交通機関の利用促進に努めます。



(3) 良好な道路の整備・保全

渋滞緩和を図り、安全で快適な道路環境を確保するため、広域幹線道路として国道3号植木バイパスの早期完成をめざすとともに、都市計画道路植木停車場投刀塚線などによる幹線道路のネットワーク化を進めます。

また、住民の日常生活の利便性を向上させるため、生活道路の改良や維持・管理に努めるとともに、障がい者や高齢者などすべての人に優しい道路整備に取り組みます。

[第6章] 新市の施策

(4) 総合的な治水対策の推進

洪水による被害を防止・軽減するため、環境に配慮しながら合志川、宮原川、豊田川など河川の整備促進に取り組むとともに、排水路などの整備を進めます。

(5) 安全で良好な建築物の整備・推進

誰もが安心して暮らしやすい建築物の整備を推進するため、公共施設の耐震化や計画的な改修・改善に努めるとともに、民間建築物の耐震化を促進するなど建築物の安全対策に取り組みます。

また、老朽化した公営住宅について、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら計画的な改修・改善を図ります。



(6) 良質な水道水の安定供給

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の整備を進め普及率を高めるとともに、水道水質の保全や漏水防止、水道施設の耐震化などに取り組みます。

(7) 着実な汚水処理施設の整備

公共用水域の水質保全を図るため、植木町の公共下水道基本計画に基づき、整備を進めるとともに、農業集落排水の接続や浄化槽の設置を促進します。



本計画に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策・事業について、次のことを基本として取り組みます。

1. 協働と自主自立によるまちづくり

(1) 自主自立の地域づくりの推進

住民と行政の役割を明確にし、「自らのまちは自らがつくる」という住民の自治意識を高めるとともに、住民に身近な場所で、地域づくりに対する支援を充実し、住民生活に直結した様々な課題解決に重要な役割を果たしてきた地域コミュニティの活性化に取り組みます。

(2) 住民公益活動の支援

NPOや住民ボランティアなどの団体が社会の形成に主体的に参画し新しい公共の担い手となるよう、積極的な情報の提供、ネットワークづくりの場の提供、人材の育成などを通して、住民による公益活動を支援します。

2. 信頼される市政運営

(1) 開かれた市政の推進

市政情報を適切に管理するとともに、積極的に公開し住民との情報共有に努めます。

さらに、各種審議会などの政策形成過程への住民参画を促進し、住民の声を市政に反映させる仕組みを充実させ、住民と行政の相互理解と信頼に基づく開かれた市政を推進します。

(2) 住民の視点に立ったサービスの提供

住民の意向や満足度、ニーズを的確に把握しつつ、住民の視点に立った質の高いサービスを安定的に提供します。

(3) 法令遵守の徹底

職員研修の充実や事務事業のチェック体制の強化などに努め、職員の公正な職務の執行を徹底します。

【第7章】基本計画の推進に向けて

3. 効率的で質の高い行政運営

(1) 行財政運営の効率化

執行体制の見直しや民間委託などの推進を通して、簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、限られた財源と人員の効果的・効率的な配分や、情報通信技術の積極的な活用など、経営的視点に立った質の高い行財政運営に努めます。

(2) 行政評価制度の充実

施策、事業の目的を明確化しその成果を重視するとともに、効果的・効率的な施策展開を図るため、行政評価制度のさらなる充実に努めます。また、その結果については広く公表し、各取り組みの現状・成果、課題などについて住民と情報を共有化する手段として活用していきます。

(3) 協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上

地方分権に対応し、自らの判断と責任による自立したまちづくりに向けて、職員の意識改革はもとより、企画立案やコーディネート能力など、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

4. 市域を越えた広域的連携

(1) 熊本都市圏市町村との連携強化

熊本都市圏が熊本県全体をけん引し、九州中央の交流拠点としてさらなる成長を果たすため、「熊本都市圏ビジョン」に基づき、熊本都市圏を構成する自治体と相互に補完協力し、力を合わせて魅力ある熊本都市圏の創造に取り組みます。さらに、熊本都市圏の優位性の確立や拠点性の向上を図るため、政令指定都市への迅速な移行を図ります。

(2) 九州各都市や東アジアとの連携強化

社会、経済のグローバル化の急速な進展や将来の道州制導入も見据え、九州が一体的に発展していくために、九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携を積極的に進めます。さらに、本地域の立地特性や地理的特性を踏まえ、九州の拠点として、様々な分野で経済成長が著しい東アジアとの交流を促進します。

【第7章】基本計画の推進に向けて

5. 合併後の円滑なまちづくりの推進

(1) 合併特例区の設置

合併に伴う住民サービスなどの激変を緩和するとともに、本地域と現熊本市域との円滑な融合を図るために、合併特例区を設け、住民自治の充実を図り地域特性を生かしたまちづくりを進めます。

(2) 住民交流の推進

合併後の新市のまちづくりを円滑に進めていくため、本地域と現熊本市域の住民による交流を活発化し、新しいくまもとづくりへの機運の醸成に努めます。



(3) 政令指定都市への迅速な移行

行政区(区役所)制度による住民に身近な場所での総合的・迅速なサービス提供や、地域特性に応じた自主自立の地域づくりの推進をはじめ、新市のまちづくりを円滑かつ強力で推進するために、政令指定都市への迅速な移行を図ります。

1. 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

主要事業 【ソフト事業】

- 人権教育啓発推進事業
- 男女共同参画推進啓発事業

2. ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

主要事業 【ソフト事業】

- 町内自治会活動支援事業
- 芸術文化出張講座事業
- まちづくり活動支援事業
- 地域魅力アップ推進事業

3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

主要事業 【ソフト事業】

- 熊本市優待証(さくらカード)交付事業
- 生きがい活動推進事業
- 各種健康診査事業
- 植木病院事業
- ふれあいいきいきサロン事業

4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進

主要事業 【ソフト事業】

- 病児・病後児保育事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 乳幼児医療費助成事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業

5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

主要事業 【ハード事業】

- ◎ 体力・健康づくり拠点整備事業
- 学校施設改修事業

【ソフト事業】

- 少人数学級事業
- 育英奨学金(育英事業)
- 小学校英語活動推進事業
- 図書館運営事業
- 田原坂健康マラソン事業
- ブックスタート事業

【第8章】新市の主要事業一覧

6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

主要事業

【ソフト事業】

- 家庭用雨水貯留施設整備事業
- 漱石の森づくり事業
- 太陽熱温水器設置補助事業
- ごみ収集施設整備に関する補助事業
- 資源ごみ分別収集運営費助成事業

7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

主要事業

【ハード事業】

- ◎ 農産物の駅(仮称)建設事業
- ◎ 企業誘致(基盤整備事業)
- ◎ 田原坂資料館改築事業
- ◎ 観光案内所建設事業
- 基盤整備事業(南尾迫地区)
- 農道整備事業(植木東部地区)

【ソフト事業】

- 企業立地促進事業
- 中小企業振興助成事業
- 地域ブランドづくり
- はってん祭事業
- 中心市街地の活性化
- 田原坂ウォークラリー事業
- 「田原坂」の国指定史跡化
(フィールドミュージアム)
- すいか祭りなどの交流型農業イベント開催
- 植木温泉納涼花火大会助成事業

8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

主要事業

【ハード事業】

- ◎ 公共交通体系の整備
 - ・パークアンドライド施設整備事業
 - ・バスベイ整備事業
 - ・植木駅前公共交通機関乗り入れ施設
(ロータリー)整備事業
- 植木中央土地区画整理事業
- 基幹的道路網の整備(国道3号
植木バイパスの全線開通)
 - ・道路整備事業(都市計画道路
及び幹線道路の整備)
- 上水道事業
- 公共下水道事業

【ソフト事業】

- ◎ 街なか居住・街並み形成推進事業
- ◎ コミュニティバス事業
- ◎ 賃貸集合住宅整備費助成事業

- [注]
- ◎…… 植木地域における新規事業
 - …… 市制度統一に伴う植木地域新規・拡充事業
 - …… 植木地域において既に行われている事業

本地域のめざすまちの姿の実現に向け、熊本市都市マスタープラン(平成21年3月改訂)や植木都市計画区域マスタープラン(平成16年5月策定)などを踏まえ、以下のような空間構成を基本とした土地利用の推進を図るものとします。

1. ゾーンごとの土地利用方針

◆ 住宅居住ゾーン

市街地内の住居系用途地域を住宅居住ゾーンとして位置づけ、良好な住環境の整備を図ります。また、用途地域以外に位置する良好な住環境を有する住宅団地などの地区は、低層戸建住宅地としてその維持・保全に努めます。

◆ 沿道商業・業務ゾーン

国道3号及び旧国道3号沿道一帯の商業地を沿道商業・業務ゾーンとして位置づけ、多様な商業機能の集積を図ります。

◆ 工業地ゾーン

製造業の集積する国道3号沿道の工業地帯及び植木工業団地を工業地ゾーンとして位置づけ、周辺の住宅地や農地の環境に配慮した工業機能の維持又は集積を図ります。

◆ 流通業務ゾーン

植木インターチェンジ周辺を地域の農産物などの流通業務ゾーンとして位置づけ、周辺環境との調和を図りながら機能充実を図ります。

◆ 農業的土地利用を保全すべきゾーン

優良農地などの保全を推進するとともに、集落などを形成している地域については、農林業の生産環境を保全しつつ、集落内開発制度などを活用した、農業地域のコミュニティ維持や生活環境の向上を図ります。

◆ 自然環境を保全及び形成すべきゾーン

本地域の山林などについて、国土保全機能や景観確保の観点から森林資源の適正な保全を推進します。

2. 拠点地域の基本方針

◆ 行政・文化拠点

現植木町役場と生涯学習センター、健康福祉センター(かがやき館)、植木病院周辺を行政・文化拠点として位置づけ、機能の強化を図ります。

◆ 観光拠点

植木温泉、宮原温泉、田原坂公園、植木三ノ岳の森公園、小野泉水公園を観光拠点として位置づけ、観光ルートのPRなどにより、観光の振興を図ります。

【第9章】本地域における土地利用

3. 連携軸の形成方針

◆ 広域根幹軸

植木インターチェンジを擁する九州縦貫自動車道を広域根幹軸と位置づけ、広域的な観光及び経済活動・生活の玄関口としての利用促進を図ります。

◆ 南北都市軸

国道3号植木バイパスを、市街地内の渋滞を緩和し、円滑な交通流動を担う南北都市軸として位置づけます。

◆ 南北中心都心軸

現在の国道3号を商業・業務、工業、流通、行政・文化、住宅などの都市機能を連絡し、都市計画区域の骨格となる軸として位置づけます。

◆ 東西都市軸

国道208号と県道大津植木線を、南北中心都市軸の機能を補完し本地域西部の自然や観光機能との連絡を担う軸として位置づけます。

◆ その他の都市軸

中心市街地内の循環機能を有する環状道路及び、JR植木駅と市街地を結ぶ東西アクセス道路などを交通連携機能の強化を図る軸として位置づけます。

【第9章】 本地域における土地利用

(本地域における土地利用)



熊本県は、熊本都市圏の中核である新市の円滑な運営の確保及び植木地域を中心とする新たなまちづくりを総合的に支援するため、「熊本県新市町村合併支援プラン」に基づき、新市基本計画に位置づけられた県事業などについて積極的に推進します。

また、新市への権限移譲を積極的に推進するとともに、新市の政令指定都市移行について積極的に支援します。

(1) 道路の整備

新市の一体化や地域内の連携を支える県道については、高齢社会、交通安全への配慮、交通渋滞の緩和といった観点から整備を推進します。

(2) 防災施設の整備

水害や土砂災害から地域住民の生命と財産を守るため、河川改修事業や砂防事業などにより、災害の未然防止に努めます。また、河川の特性和地域の風土・文化などの実情を踏まえた河川環境の整備と保全を推進します。

(3) 農業生産基盤の整備等

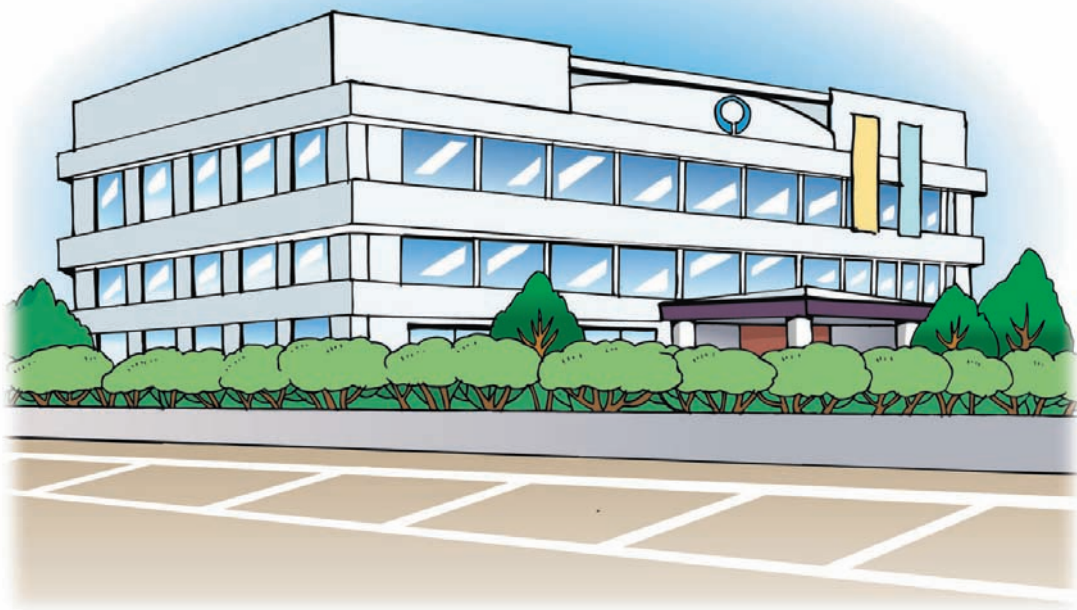
農業の効率化、生産性の向上を図るため、農地の利用集積や農道、用排水路などの整備により、農業生産基盤の整備を推進します。

(4) 新市の円滑な運営の確保のための支援

合併に伴い必然的に発生する電算システム統合経費などの財政需要に対して「熊本県市町村合併支援交付金」により支援を行い、新市の円滑な運営の確保に努めます。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情などを考慮しながら整備及び管理運営について検討するものとします。

また、市本庁舎については、熊本市現庁舎を活用し、植木町現庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、必要な機能の整備を図っていくものとします。



第12章

財政計画

1. 目的

この計画は、新市の一体的・持続的な発展に向けた財政上の指針となるもので、平成21年度から平成30年度までの見通しを普通会計ベースで推計しました。

策定にあたっては、現行の制度・施策を基本としながら、確実に見込まれる制度改正などを織り込み、さらに、国・県の財政支援措置や経費削減効果などの合併に伴う影響と「新市基本計画」に掲げている事業計画を反映しました。

2. 設定条件

【歳入】

市税

現行税制のもと、過去の実績及び今後の経済情勢などを勘案した上で推計しました。
なお、現植木町域においては、合併年度及びその後5年度について、事業所税及び都市計画税は課税免除、法人市民税については、不均一課税とされているため、これにより推計しました。

地方交付税
及び
臨時財政対策債

地方財政計画で示された、地域雇用創出推進費や平成23年度が最終年度となる、国の歳出・歳入一体改革期間の影響を考慮の上で推計しました。
その上で、地方交付税における合併補正の適用、合併経費の算入及び合併算定替について影響額を試算の上で合算しました。

国
県
支出金

現行制度の下、それぞれ該当する歳出に現行の補助率を乗じて試算しました。
また、合併に伴う必要経費助成としての熊本県市町村合併支援交付金についても見込んだ上で推計しました。

市債
(通常債)

個別に投資的経費の適債事業を積み上げ、それぞれに現行の起債充当率によって推計しました。
なお、「新市基本計画」に掲げる事業については、合併推進債の活用を図ることとしています。

その他
の収入

譲与税、使用料及び手数料などについて、過去の伸び率、決算状況などをもとに推計しました。

【歳出】

人件費

両市町の「集中改革プラン」などに定められた、職員数の推移を踏まえて推計しました。

扶助費

生活保護費、保育所運営費など項目別に過去の推移などを勘案して推計しました。
なお、植木町の中核市移行に伴う生活保護費などの県からの移譲事務経費についても試算の上で合算しました。

公債費

合併前の地方債の償還予定額に、今後発行予定分の償還予定額を試算の上で合算し、推計しました。

投資的
経費

過去の実績などを勘案し、個別事業計画による普通建設事業及び新市基本計画に基づく事業について、事業費を推計しました。

その他
の経費

両市町の「集中計画プラン」「行財政改革計画」などに掲載された事項の着実な推進を前提として、項目ごとに過去の推移などを勘案した上で推計しました。

【第12章】 財政計画

3. 新市財政計画の概要

【歳入】		平成21年～30年度合計	【歳出】		平成21年～30年度合計
市 税		9,762億円	義務的経費	人件費	4,385億円
地方交付税		3,240億円		扶助費	5,897億円
国・県支出金		4,659億円		公債費	3,311億円
市 債		2,468億円		投資的経費	3,101億円
そ の 他		3,173億円		うち植木地域	195億円
歳入合計		2兆3,302億円		そ の 他	6,608億円
			歳出合計		2兆3,302億円

◆ 植木地域における投資的経費の内訳

	事業名	事業費
新市計画重点事業分	植木中央土地区画整理事業	約64億円
	体力・健康づくり拠点整備事業	約33億円
	道路整備事業(都市計画道路及び幹線道路の整備)	約15億円
	学校施設改修事業	約10億円
	農産物の駅(仮称)建設事業	約5億円
	田原坂資料館改築事業	約4億円
	植木駅前公共交通機関乗り入れ施設(ロータリー)整備事業	約2億円
	賃貸集合住宅整備費助成事業	約2億円
	農道整備事業(植木東部地区)	約2億円
	観光案内所建設事業	約4千万円
	街なか居住・街並み形成推進事業	約3千万円
	バスベイ整備事業	約2千万円
	パークアンドライド施設整備事業	約1千万円
	小計	約138億円
	その他の事業分(経常的に実施する道路維持等)	約57億円
	植木地域における投資的経費総額	約195億円

※各事業費については、計画策定時の想定事業費です。

※新市計画重点事業は上記のほか、企業会計分として、上水道事業に約38億円、公共下水道事業に約57億円を計画しており、これを合計すると投資的経費は約290億円となります。

※なお、本財政計画は、平成21年度の当初予算を基準としたものであり、今後、状況の変化などにより若干の変動も想定されます。

【第12章】 財政計画

【歳入】

項 目	(参考) 20年度	21年度	伸率	22年度	伸率	23年度	伸率	24年度	伸率
市 税	942	950	0.8	956	0.6	961	0.5	964	0.3
地方交付税	322	335	4.0	340	1.5	326	△4.1	326	0.0
国・県支出金	550	415	△24.5	461	11.1	465	0.9	451	△3.0
市 債	240	296	23.3	287	△3.0	272	△5.2	254	△6.6
その他の収入	380	363	△4.5	331	△8.8	338	2.1	319	△5.6
計	2,434	2,359	△3.1	2,375	0.7	2,362	△0.5	2,314	△2.0

【歳出】

項 目	(参考) 20年度	21年度	伸率	22年度	伸率	23年度	伸率	24年度	伸率
人 件 費	465	465	0.0	451	△3.0	446	△1.1	430	△3.6
扶 助 費	522	527	1.0	541	2.7	554	2.4	569	2.7
公 債 費	351	384	9.4	324	△15.6	327	0.9	330	0.9
投資的経費	294	304	3.4	390	28.3	373	△4.4	322	△13.7
その他の経費	802	679	△15.3	669	△1.5	662	△1.0	663	0.2
計	2,434	2,359	△3.1	2,375	0.7	2,362	△0.5	2,314	△2.0

※20年度については、定額給付金関連経費として、歳入の「国、県支出金」と歳出の「その他の経費」にそれぞれ、116億円を計上しています。

【第12章】 財政計画

(単位：億円、%)

25年度	伸率	26年度	伸率	27年度	伸率	28年度	伸率	29年度	伸率	30年度	伸率	21~30 年度合計
974	1.0	983	0.9	984	0.1	992	0.8	999	0.7	999	0.0	9,762
326	0.0	326	0.0	320	△1.8	317	△0.9	314	△0.9	310	△1.3	3,240
472	4.7	468	△0.8	472	0.9	482	2.1	487	1.0	486	△0.2	4,659
221	△13.0	239	8.1	251	5.0	217	△13.5	213	△1.8	218	2.3	2,468
313	△1.9	324	3.5	307	△5.2	311	1.3	282	△9.3	285	1.1	3,173
2,306	△0.3	2,340	1.5	2,334	△0.3	2,319	△0.6	2,295	△1.0	2,298	0.1	23,302

(単位：億円、%)

25年度	伸率	26年度	伸率	27年度	伸率	28年度	伸率	29年度	伸率	30年度	伸率	21~30 年度合計
432	0.5	433	0.2	439	1.4	439	0.0	427	△2.7	423	△0.9	4,385
582	2.3	596	2.4	610	2.3	624	2.3	640	2.6	654	2.2	5,897
334	1.2	334	0.0	327	△2.1	327	0.0	316	△3.4	308	△2.5	3,311
292	△9.3	312	6.8	296	△5.1	281	△5.1	267	△5.0	264	△1.1	3,101
666	0.5	665	△0.2	662	△0.5	648	△2.1	645	△0.5	649	0.6	6,608
2,306	△0.3	2,340	1.5	2,334	△0.3	2,319	△0.6	2,295	△1.0	2,298	0.1	23,302

【 資 料 】

◆ 各市の各種データ

- | | |
|--------------|----|
| 1. 面積（土地利用） | 43 |
| 2. 人口・世帯数 | 44 |
| 3. 産業（市内総生産） | 48 |
| 4. 日常的な社会生活圏 | 49 |
| 5. 教育・福祉 | 51 |

◆ 住民アンケート集計結果 53

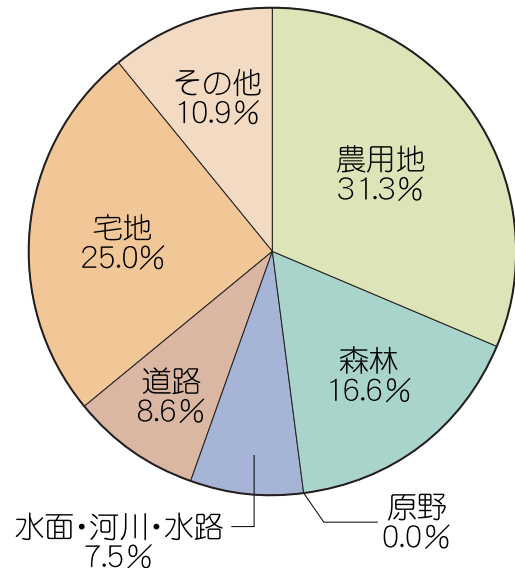
1. 面積(土地利用)

新市の市域は東西約24.1km、南北約32.5kmであり、総面積は352.62km²となり、熊本県(7,404.83km²)の約4.8%を占めます。

土地利用についてみると、熊本市においては、農用地と宅地の割合が同程度(約28%)ですが、植木町においては、農用地の占める割合が最も高い(43.5%、28.60km²)状況となっています。

新市においては、右図に示すように、全体的にみると、農用地や森林などといった自然的土地利用が新市全体の50%以上を占めます。区分別にみると、農用地の占める割合が最も高く(31.3%、110.55km²)、次いで宅地(25.0%、88.34km²)、森林(16.6%、58.39km²)の順になっています。

〔新市土地面積割合〕 (単位:%)



〔市町別土地面積〕 (単位:km²)

出典:平成19年熊本県統計年鑑

区分		熊本市		植木町		新市	
農用地	田	59.47	28.6%	17.60	43.5%	77.07	31.3%
	畑	22.33		11.00		33.33	
	採草放牧	0.15				0.15	
森林	国有林	14.15	15.2%	1.40	22.7%	15.55	16.6%
	民有林	29.29		13.55		42.84	
原野		0.01	0.0%	0.01	0.0%	0.02	0.0%
水面・河川・水路		24.37	8.5%	2.15	3.3%	26.52	7.5%
道路		25.53	8.9%	4.64	7.1%	30.17	8.6%
宅地	住宅地	49.32	28.0%	5.42	12.0%	54.74	25.0%
	工業用地	1.87		0.59		2.46	
	その他宅地	29.22		1.92		31.14	
その他		31.10	10.8%	7.53	11.4%	38.63	11.0%
総面積		286.81	100.0%	65.81	100.0%	352.62	100.0%

(注) 熊本市の土地面積は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

2. 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

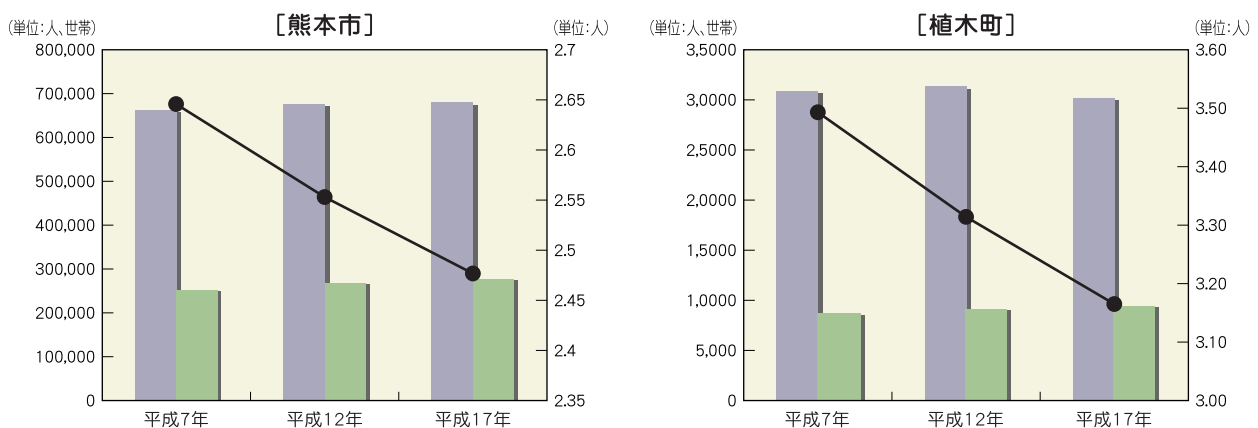
人口の推移をみると、平成7年からの10年間で、熊本市においては、約2.9%増加し、植木町においては平成12年には約1.3%の増加があったものの、その後減少に転じています。新市においては、約2.8%増加しており、平成7年以降、熊本県全体が減少傾向にある中で、新市の人口は増加傾向を示しています。

世帯数の推移は、平成7年からの10年間で、熊本市、植木町ともに増加(熊本市:約9.6%増、植木町:10.6%増)しており、新市においても同様に約9.7%増加しています。一世帯当たりの人員の推移をみると、平成7年からの10年間で、熊本市、植木町ともに減少(熊本市:0.17人減、植木町:0.34人減)しており、新市においても同様に0.17人減少し、県平均(平成17年:2.76人/世帯)よりも少なく、核家族化の傾向が見られます。

年少人口比率(15歳未満人口の割合)についてみると、平成7年からの10年間で、熊本市、植木町ともに減少(熊本市:2.2ポイント減の14.9%、植木町:3.6ポイント減の14.7%)しており、新市においても同様に2.3ポイント減少し、県平均(平成17年:14.3%)と同程度ですが、少子化の進行がうかがえます。一方、老年人口比率(65歳以上人口の割合)についてみると、平成7年からの10年間で、熊本市、植木町ともに増加(熊本市:4.6ポイント増の18.6%、植木町:5.2ポイント増の22.6%)しており、新市においても同様に4.7ポイント増加(平成17年:18.8%)しますが、県平均(平成17年:23.8%)よりも低く、生産年齢人口比率(15歳以上65歳未満人口の割合)は66.2%で、県平均(平成17年:61.9%)より高い状況にあります。

〔人口、世帯数、世帯当たり人員の推移〕

■ 人口 ■ 世帯数 ● 一世帯当たりの人員



(注) 熊本市の人口、世帯数は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

〔人口及び世帯数の推移 〔熊本市〕〕 (単位:人、世帯)

出典:各年国勢調査報告書

	平成7年	平成12年	平成17年
人口※1	658,493	669,904	677,565
年少人口	112,705 (17.1%)	105,455 (15.8%)	100,837 (14.9%)
生産年齢人口	453,206 (68.9%)	453,969 (67.8%)	449,370 (66.3%)
老年人口	91,879 (14.0%)	110,083 (16.4%)	126,268 (18.6%)
世帯数※2	248,876	262,869	272,847
一世帯当たりの人員	2.65	2.55	2.48

〔人口及び世帯数の推移 〔植木町〕〕 (単位:人、世帯)

出典:各年国勢調査報告書

	平成7年	平成12年	平成17年
人口※1	30,823	31,235	30,772
年少人口	5,628 (18.3%)	5,122 (16.4%)	4,512 (14.7%)
生産年齢人口	19,824 (64.3%)	19,790 (63.4%)	19,282 (62.7%)
老年人口	5,369 (17.4%)	6,273 (20.1%)	6,952 (22.6%)
世帯数※2	8,803	9,443	9,736
一世帯当たりの人員	3.50	3.31	3.16

〔人口及び世帯数の推移 〔新市〕〕 (単位:人、世帯)

出典:各年国勢調査報告書

	平成7年	平成12年	平成17年
人口※1	689,316	701,139	708,337
年少人口	118,333 (17.2%)	110,577 (15.8%)	105,349 (14.9%)
(参考) 熊本県年少人口	321,462 (17.3%)	288,654 (15.5%)	264,013 (14.3%)
生産年齢人口	473,030 (68.6%)	473,759 (67.6%)	468,652 (66.2%)
(参考) 熊本県生産年齢人口	1,196,479 (64.4%)	1,173,790 (63.2%)	1,139,125 (61.9%)
老年人口	97,248 (14.1%)	116,356 (16.6%)	133,220 (18.8%)
(参考) 熊本県老年人口	340,924 (18.3%)	396,020 (21.3%)	437,244 (23.8%)
(参考) 熊本県人口※1	1,859,793	1,859,344	1,842,233
世帯数※2	257,679	272,312	282,583
一世帯当たりの人員	2.68	2.57	2.51
(参考) 熊本県世帯数	618,211	647,216	667,533
(参考) 熊本県一世帯当たりの人員	3.01	2.87	2.76

※1…年齢不詳を含む ※2…世帯の種類「不詳」を含む。(注) 熊本市の人口、世帯数は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

(2) 就業人口の推移

就業人口についてみると、平成7年からの10年間で、熊本市においては、約1.2%増加し、植木町においては、約0.8%減少しています。新市においては、約1.1%増加しており、平成7年以降、熊本県全体が減少傾向に転じる中で、増加傾向を示しています。

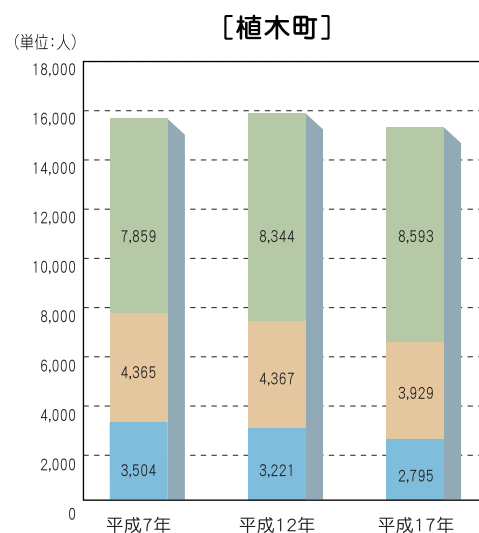
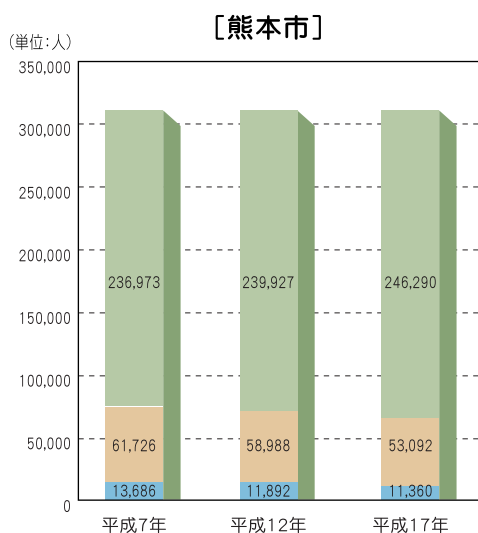
第一次産業の就業人口割合についてみると、平成7年からの10年間で、熊本市、植木町ともに減少（熊本市：0.8ポイント減の3.6%、植木町：4.1ポイント減の18.2%）しており、新市においても0.9ポイント減少し約4.3%の割合となり、県平均（11.6%）と比較しても低い状況にあります。

第二次産業の就業人口割合についてみると、平成7年からの10年間で、熊本市、植木町ともに減少（熊本市：2.7ポイント減の17.1%、植木町：2.1ポイント減の25.7%）しており、新市においても2.6ポイント減少し約17.5%の割合となり、県平均（22.3%）と比較しても低い状況にあります。

第三次産業の就業人口割合についてみると、平成7年からの10年間で熊本市、植木町ともに増加（熊本市：3.5ポイント増の79.3%、植木町：6.1ポイント増の56.1%）しており、特に植木町では、大きな伸びを示しています。新市においても3.6ポイント増加し約78.2%の割合となり、県平均（66.1%）と比較しても高い状況にあります。

〔産業大分類別就業人口の推移〕

■ 第一次産業 ■ 第二次産業 ■ 第三次産業



(注) 熊本市の人口は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

〔産業別就業者数 〔熊本市〕〕 (単位:人)

出典:各年国勢調査報告書

	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数※1	314,528	316,575	318,384
第一次産業	13,686 (4.4%)	11,892 (3.8%)	11,360 (3.6%)
第二次産業	61,726 (19.8%)	58,988 (19.0%)	53,092 (17.1%)
第三次産業	236,973 (75.8%)	239,927 (77.2%)	246,290 (79.3%)

〔産業別就業者数 〔植木町〕〕 (単位:人)

出典:各年国勢調査報告書

	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数※1	15,728	15,932	15,610
第一次産業	3,504 (22.3%)	3,221 (20.2%)	2,795 (18.2%)
第二次産業	4,365 (27.8%)	4,367 (27.4%)	3,929 (25.7%)
第三次産業	7,859 (50.0%)	8,344 (52.4%)	8,593 (56.1%)

〔産業別就業者数 〔新市〕〕 (単位:人)

出典:各年国勢調査報告書

	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数※1	330,256	332,507	333,994
第一次産業	17,190 (5.2%)	15,113 (4.6%)	14,155 (4.3%)
(参考) 熊本県第一次産業	127,576 (14.3%)	107,480 (12.2%)	100,095 (11.6%)
第二次産業	66,091 (20.1%)	63,355 (19.4%)	57,021 (17.5%)
(参考) 熊本県第二次産業	228,691 (25.5%)	218,013 (24.8%)	193,175 (22.3%)
第三次産業	244,832 (74.6%)	248,271 (76.0%)	254,883 (78.2%)
(参考) 熊本県第三次産業	539,303 (60.2%)	554,938 (63.0%)	570,915 (66.1%)
(参考) 熊本県就業者数※1	897,965	886,887	873,871

※1…分類不能の産業含む

(注) 熊本市の人口は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

3. 産業(市内総生産)

産業の状況として、市内総生産*についてみると、平成7年からの10年間で、第一次産業から第三次産業までの総額は、熊本市2.0%増、植木町0.4%減となっていますが、第三次産業は両市町ともに高い伸び率(熊本市:10.4%増、植木町:14.3%増)を示しています。

新市においては、総額で1.9%増加しており、県全体(2.8%増)と比較すると緩やかな増加傾向を示しています。また、産業別にみると、第三次産業については、県平均を上回る割合を示しています。

※ 市内総生産(=産出額-中間投入額)…市町村内で生産された出荷額、売上高等の財貨・サービスの総額を貨幣評価したもの(産出額)から、原材料、光熱水費等の物的経費(中間投入額)を控除したものの。

〔市内総生産数〕 (単位:百万円)

出典:平成7年度市町村民所得推計報告書

平成7年度	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
熊本市	20,845 (1.0%)	344,798 (16.7%)	1,699,511 (82.3%)	2,065,154 (100.0%)
植木町	10,585 (11.3%)	31,221 (33.2%)	52,164 (55.5%)	93,970 (100.0%)
新市	31,430 (1.5%)	376,019 (17.4%)	1,751,675 (81.1%)	2,159,124 (100.0%)
(参考) 熊本県	282,186 (4.9%)	1,479,577 (26.0%)	3,933,621 (69.1%)	5,695,384 (100.0%)

出典:平成17年度市町村民所得推計報告書

平成17年度	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
熊本市	16,772 (0.8%)	214,509 (10.2%)	1,875,937 (89.0%)	2,107,218 (100.0%)
平成7年度比	△19.5%	△37.8%	10.4%	2.0%
植木町	6,646 (7.1%)	27,333 (29.2%)	59,626 (63.7%)	93,605 (100.0%)
平成7年度比	△37.2%	△12.5%	14.3%	△0.4%
新市	23,418 (1.1%)	241,841 (11.0%)	1,935,564 (87.9%)	2,200,823 (100.0%)
平成7年度比	△25.5%	△35.7%	10.5%	1.9%
(参考) 熊本県	197,964 (3.4%)	1,301,593 (22.2%)	4,356,734 (74.4%)	5,856,291 (100.0%)
平成7年度比	△29.8%	△12.0%	10.8%	2.8%

(注) 熊本市の数値は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

4. 日常的な社会生活圏

(1) 通勤・通学圏の状況

日常生活における生活圏として、両市町における通勤・通学の状況を整理すると、流出については、熊本市では、市内での従業・通学割合が87.8%と、市外への流出割合が低い状況にあり、植木町は、町内での従業・通学割合が54.1%と、約半数が町外へ流出しており、その流出先としては、熊本市が22.3%と最も多い状況となっています。

また、流入についてみると、熊本市では、市内で従業・通学する方の81.3%が市内に常住しており、職住近接の状況がうかがえますが、植木町では、町内で従業・通学する方のうち、町内に常住する方が60.4%と町内常住者が半数以上をしめすが、町外からの流入元としては、熊本市が15.3%と最も多い状況となっています。

〔通勤・通学(流出先)の状況〕 (単位:人)

出典:平成17年国勢調査報告書

	熊本市	植木町
当地に常住する就業・通学者	363,744 (100.0%)	17,161 (100.0%)
自市町で従業・通学	319,252 (87.8%)	9,287 (54.1%)
自宅	35,718 (9.8%)	3,870 (22.5%)
自宅外	283,534 (78.0%)	5,417 (31.6%)
他市区町村で従業・通学	44,492 (12.2%)	7,874 (45.9%)
県内	41,309 (11.3%)	7,687 (44.8%)
上位5市町		
合志市へ	5,753 (1.6%)	熊本市へ 3,835 (22.3%)
菊陽町へ	4,651 (1.3%)	山鹿市へ 1,221 (7.1%)
益城町へ	4,519 (1.2%)	菊池市へ 775 (4.5%)
大津町へ	4,009 (1.1%)	合志市へ 576 (3.4%)
菊池市へ	2,951 (0.8%)	玉名市へ 476 (2.8%)
県外	3,183 (0.9%)	187 (1.1%)

〔通勤・通学(流入元)の状況〕 (単位:人)

出典:平成17年国勢調査報告書

	熊本市	植木町
当地で従業・通学する者	392,630 (100.0%)	15,378 (100.0%)
自市町に常住	319,252 (81.3%)	9,287 (60.4%)
自宅	35,718 (9.1%)	3,870 (25.2%)
自宅外	283,534 (72.2%)	5,417 (35.2%)
他市区町村に常住	73,378 (18.7%)	6,091 (39.6%)
県内	70,199 (17.9%)	5,962 (38.8%)
上位5市町		
合志市から	10,144 (2.6%)	熊本市から 2,356 (15.3%)
益城町から	7,775 (2.0%)	山鹿市から 1,249 (8.1%)
菊陽町から	5,996 (1.5%)	合志市から 512 (3.3%)
宇土市から	5,378 (1.4%)	玉名市から 474 (3.1%)
宇城市から	5,280 (1.3%)	菊池市から 409 (2.7%)
県外	3,179 (0.8%)	129 (0.8%)

(注) 熊本市の数値は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

(2) 買物状況

両市町における買物状況(買物場所)をみると、熊本市では、市内での商品購買率が93.3%と非常に高い状況にあります。植木町では、町内での商品購買率は約半数の51.5%となっていますが、他の市町村では隣接する熊本市での商品購買率が32.3%と高く、多くの人々が熊本市に買物に出かけている状況にあります。

【買物場所の状況】 (単位:%)

出典:平成15年度熊本県消費動向調査報告書

		熊本市	植木町	
買物場所	自市町内	93.3	51.5	
	県内の他市町村内	2.8	45.5	
	(上位3市町)	菊陽町	0.8	熊本市 32.3
		宇土市	0.5	山鹿市 6.6
		植木町	0.3	菊池市 1.5
	県外	0.7	0.7	
	店舗外	3.2	2.3	
合計	100.0	100.0		

(注) 熊本市の数値は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

5. 教育・福祉

(1) 教育

小・中学校の設置状況についてみると、熊本市においては、公立・私立あわせて小学校83校、中学校46校が設置されており、児童・生徒数は、小学生40,784人、中学生21,439人です。植木町においては、小学校8校、中学校3校が設置されており、児童・生徒数は、小学生1,847人、中学生977人です。

また、高校(全日制、定時制)、特別支援学校、各種学校(専修学校含む)については、植木町において、現在、設置されておりません。

〔教育施設設置状況〕

出典：平成19年度学校基本調査

種 別		熊本市	植木町
幼稚園（公立）	園数(ヶ所)	8	0
	在園者数(人)	705	0
幼稚園（私立）	園数(ヶ所)	48	1
	在園者数(人)	8,931	153
小学校	学校数(校)	83	8
	児童数(人)	40,784	1,847
中学校	学校数(校)	46	3
	生徒数(人)	21,439	977
全日制・定時制高校	学校数(校)	28	0
	生徒数(人)	25,829	0
特別支援学校	学校数(校)	4	0
	在学者数(人)	408	0
各種学校（専修学校含む）	学校数(校)	43	0
	生徒数(人)	8,747	0

(注) 熊本市の数値は、旧富合町を含む。

【資料】新市の各種データ

(2) 福祉

社会福祉施設などの設置状況についてみると、熊本市ではほとんどの施設が設置されているものの、植木町においては、母子保健センターや身体障害者福祉センター、知的障害児施設といった一部の福祉施設が設置されておられません。

〔社会福祉施設等設置状況〕

資料：熊本市・植木町合併協議会

種	別	熊本市	植木町
■児童福祉施設	児童館	10	1
	保育園		
	公立	19	4
	私立	116	7
	母子生活支援施設		
	公立	1	0
■母子福祉施設	私立	1	0
	野外保育センター（児童遊園）	1	0
■老人福祉施設	母子保健センター	1	0
	養護老人ホーム	7	1
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	18	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	27	1
	介護老人保健施設	23	1
■障害者福祉施設	老人福祉センター	10	0
	身体障害者福祉センター	1	0
■指定障害福祉サービス事業	生活介護事業	8	0
	障害者支援施設	2	0
	ケアホーム	20	0
	自立訓練事業	8	0
	就労移行支援事業	7	0
	就労継続支援事業	17	1
	グループホーム	34	3
	福祉ホーム	1	0
	地域活動支援センター		
	公立	1	0
	私立	8	0
■特定旧法指定施設	療護施設（身体）	1	0
	更生施設（身体）	1	0
	更生施設（知的）		
	公立	2	0
	私立	7	1
	授産施設（知的）	9	2
	福祉工場（身体）	1	0
	福祉工場（知的）	1	0
	通勤寮（知的）	2	0
■障害児施設	知的障害児施設	2	0
	知的障害児通園施設	2	0
	盲ろうあ児施設	2	0
	重症心身障害児施設	1	0
■その他の施設	子ども文化会館	1	0
	子ども発達支援センター	1	0
	地域子育て支援センター		
	公立	9	1
	私立	7	2
	つどいの広場	1	1
隣保館	1	1	
救護施設	1	0	

住民アンケート集計結果

新市基本計画の策定にあたって、植木町住民の皆さんのご意見やご要望などを十分に踏まえるため、平成21年2月、植木町にお住まいの方の中から、無作為に抽出した方々にアンケート調査をご協力いただきました。

集計結果によると、植木町地域において希望する町の将来像については、「保健・福祉・医療が充実した、高齢者・障がい者等すべての人が安心して暮らせるまち」を選択された方が多く、次に「道路、公園、上下水道等の日常生活に必要な都市基盤が整ったまち」、「商工業やサービス業等が活発で、働く場に恵まれた雇用機会の豊富なまち」となっています。

また、植木町地域のまちづくりの中で特に重要な取り組みについて、各分野ごとに回答が多かったものについては、次のページのとおりとなっています。

希望する植木町地域の将来像について

(複数回答)

順位	選 択 肢	件数	割合
1	保健・福祉・医療が充実した、高齢者・障がい者等すべての人が安心して暮らせるまち	298	60.9%
2	道路、公園、上下水道等の日常生活に必要な都市基盤が整ったまち	211	43.1%
3	商工業やサービス業等が活発で、働く場に恵まれた雇用機会の豊富なまち	168	34.4%
4	地域住民の生活に、豊かな恵みをもたらす農業が活発なまち	129	26.4%
5	子育て支援が充実し、安心して子育てができるまち	127	26.0%
6	交通安全対策や自然災害・防犯対策が充実した安全なまち	116	23.7%
7	幹線道路網の整備やバス等の公共交通機関が発達した、移動に便利なまち	109	22.3%
8	文化・芸術・スポーツ活動、生涯学習や学校教育が充実した文化・教養の高いまち	93	19.0%
9	ごみの減量やリサイクル活動等、環境問題に積極的に取り組むまち	59	12.1%
10	史跡や文化財、伝統等、地域の歴史や文化を大切にするまち	48	9.8%
11	観光資源を結ぶルートが確立された、観光客で賑わうまち	48	9.8%
12	ボランティア活動、コミュニティ活動が盛んなふれあい豊かなまち	44	9.0%
13	その他	16	3.3%

有効回答

489

無回答

25

住民アンケート調査の概要

実施時期 平成21年2月

配布数 植木町1,100世帯（無作為抽出）

回収数 514世帯 回収率46.7%

【資料】住民アンケート集計結果

これからの植木町地域のまちづくりの中で、特に重要な取り組みについて

(複数回答)

分野	順位	選択肢	件数	割合
都市基盤整備	1	国道3号バイパス・県道・主要町道等の幹線道路の整備	265	52.4%
	1	安心・快適に移動できる生活道路（町道、集落道、農道）の整備	265	52.4%
	3	上下水道の整備、生活排水対策の推進	260	51.4%
	4	既存の集落における良好な居住環境の維持増進	215	42.5%
	5	バス路線やJR、コミュニティバス等の公共交通機関の維持・充実	185	36.6%
身近な生活環境	1	地下水や生態系の保全等豊かな自然環境の保全	288	56.7%
	2	身近な公園・緑地や河川や湧水地の親水空間等の整備	216	42.5%
	3	ごみの減量化、リサイクル運動の推進	182	35.8%
	4	公害防止等の環境保全対策の強化	153	30.1%
	4	人口減少地域における定住促進対策の強化	153	30.1%
産業・経済	1	植木温泉や田原坂等の地域資源を活かした観光産業の育成	282	55.8%
	2	地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興	226	44.8%
	3	物産館の整備等による特産品の販売とPR展開	201	39.8%
	4	新たな雇用確保や地元後継者の確保・育成、起業家の育成	200	39.6%
	5	工業団地の造成と企業誘致の推進	163	32.3%
保健・医療・福祉	1	質の高い医療施設の整備	276	56.8%
	2	高齢者に対する介護予防、生活支援サービス等の充実	239	49.2%
	3	医療従事者の確保等の医療供給体制の充実	217	44.7%
	4	保育サービスの拡充や育児相談の実施等による子育て支援サービスの充実	151	31.1%
	5	健康診断等を通じた健康管理体制の充実	116	23.9%
教育・文化	1	家庭、学校、地域が一体となった児童、生徒を育てる環境づくりの推進	245	51.4%
	2	いつでも、どこでも、誰でもできる生涯学習の支援体制の整備・充実	189	39.6%
	3	高校選択幅の拡大	173	36.3%
	4	学校教育施設の整備・充実	162	34.0%
	5	少人数学級や補助教員配置による義務教育の充実	145	30.4%



熊本市・植木町合併協議会